

No.

## ① 幼稚園・保育園・認定こども園などを 利用する子どもたち

### ○対象となる子ども

#### (1) 3～5歳児

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用するすべての子ども  
※満3歳になった後の4月1日～小学校入学前（3年間）  
（幼稚園の場合／入園できる時期にあわせて満3歳から）

#### (2) 0～2歳児

住民税非課税世帯の子ども

### ○対象となる施設・事業

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育（小規模保育など）、企業主導型保育事業（標準的な利用料のみ）  
※市外の施設も対象です。

#### 【市内の対象施設】

#### (1) 幼稚園

長岡幼稚園、共和幼稚園、富士美幼稚園、のぞみ幼稚園、田京幼稚園

#### (2) 保育園

長岡保育園、あゆみ保育園、ひまわり保育園、ひまわり保育園大仁分園、  
葦山保育園、ちとせ保育園

#### (3) 認定こども園

しょうれんじこども園、慈恩こども園

#### (4) 地域型保育

クオレ保育園

### ○利用料

無償（幼稚園の場合は、25,700円／月まで無償）

※給食費、行事費、通園送迎費などはこれまでどおり保護者負担です。  
ただし、保護者の収入などにより、給食費のうち副食（おかず・おやつなど）の費用が免除されます。

### ○手続き

市内の対象施設利用者は、手続き不要です。子ども・子育て支援新制度の対象外となる市外の幼稚園利用者は、無償化のための申請が必要です。

No.

## ② 就学前の障がい児の発達支援を 利用する子どもたち

### ○対象

障がい児の児童発達支援などを利用する3～5歳のすべての子ども

### ○対象施設・事業

(1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 居宅訪問型児童発達支援  
(4) 保育所等訪問支援 (5) 福祉型障害児入所施設 (6) 医療型障害児入所施設

### ○利用料

無償

※ただし、利用者負担以外の費用（食費など、現在実費で負担しているもの）はこれまでどおり保護者負担です。

### ○手続き

無償化に伴う新たな手続きは不要です。



10月1日から  
3～5歳児の  
幼児教育・保育が  
無償に！

幼児教育の重要性や子育ての負担軽減を図るため、10月1日から3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化が実施されます。  
無償化の対象範囲や金額は、利用する施設・事業、保育の必要性の有無などにより異なります。  
無償化の対象となるためには、事前に申請が必要となります。  
詳しくは、各担当課または利用施設に問い合わせください。

【幼稚園・保育園・認定こども園など】

【保育の必要性に関すること】

園 幼児教育課

☎ 055(948)1447

【就学前の障がい児の児童発達支援】

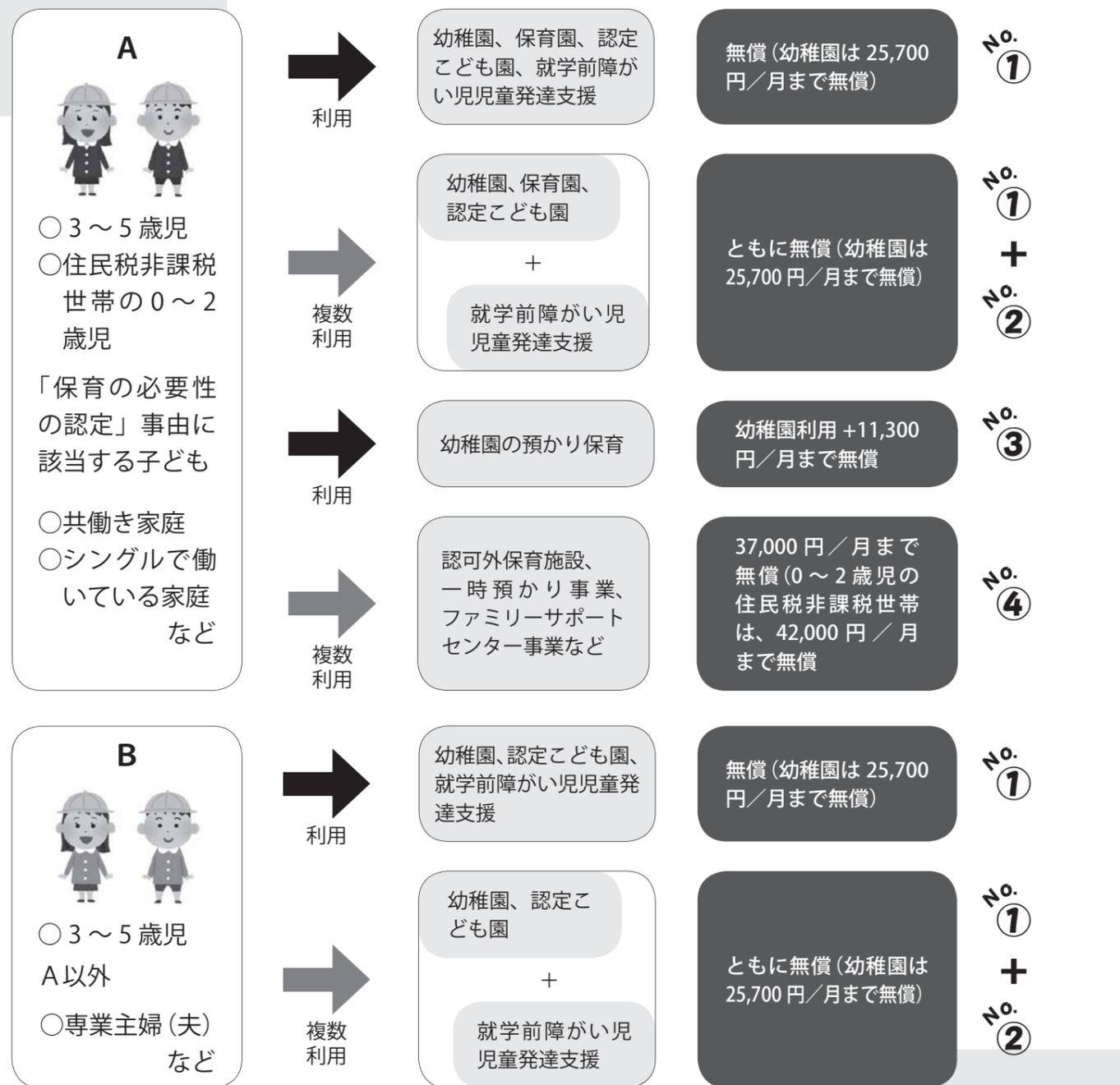
園 障がい福祉課

☎ 0558(76)8007

【ファミリーサポートセンター】

園 保健福祉こども子育て相談センター  
☎ 0558(76)8008

### 幼児教育・保育の無償化の主な例



### ◆ここが気になる! Q&Aコーナー

**Q** 無償化になると、一切費用はかからないの？  
**A** 対象は利用料のみで、給食費や行事費、通園送迎費などは対象外です。保育園(認定こども園)の保育認定を含む)では、給食費が保育料の一部となつていますが、無償化に伴い、各園で別途徴収することとなります。

**Q** 満3歳になった日から無償化対象になるの？  
**A** 保育園(認定こども園)の保育認定を含む)は満3歳になった後の4月から、幼稚園(認定こども園)の教育認定を含む)は満3歳になった日から対象です。 ※市立幼稚園では満3歳からの受入はしていません。

**Q** 保育園(こども園)の保育認定を含む)在園中、利用料以外で無償化となる施設・事業ってあるの？  
**A** 保育園(こども園)の保育認定を含む)在園中、他の施設・事業は無償化対象外です。

### No. ③ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

○対象となる子ども

- 3～5歳児
- 「保育の必要性の認定」(表1)を受けている子ども
- 「保育の必要性の認定」(表1)を受けている住民税非課税世帯の子ども

○利用料

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて月額上限(450円×利用日数)まで無償化されます。

- 3～5歳児
- 月額上限11,300円まで無償
- 満3歳児
- 月額上限16,300円まで無償

また、平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の場合、預かり保育のほかに、認可外保育施設などの利用(No. ④を参照)が無償化されます。

○手続き

幼児教育課で、申請が必要です。

利用料算定イメージ(一例)

利用料合計	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

### No. ④ 認可外保育施設などを利用する子どもたち

○対象となる子ども

保育園、認定こども園などを利用していない次のいずれかの子ども

- 3～5歳児
- 「保育の必要性の認定」(表1)を受けている子ども
- 0～2歳児

○対象となる施設・事業

- 認可外保育施設(ベビシッター、認可外の事業所内保育なども含む)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリーサポートセンター事業

○利用料

- 3～5歳児
- 月額上限37,000円まで無償
- 0～2歳児
- 月額上限42,000円まで無償

○手続き

幼児教育課で、申請が必要です。

表1 「保育の必要性の認定」要件(保護者全員が該当していることが必要)

保育を必要とする事由			添付書類
1	家庭外就労	家庭外での月60時間以上の労働が常態化していること	就労証明書
2	家庭内就労	家庭内で子どもと離れて行う日常の家事以外の労働が月60時間以上で常態化していること	就労状況調査報告書、 自営の証明書類の写し
3	妊娠・出産	保護者が出産(出産予定月2カ月前～出産後2カ月)	母子健康手帳の写し
4	疾病・障がい	保護者に病気、負傷、心身に障がいがあり、保育が困難であること	保育できない旨がわかる診断書
5	介護・看護	長期にわたる病人や心身に障がいのある同居している親族を常時介護・看護しており、保育が困難であること	身体障害者手帳、診断書、 申立書など
6	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	申立書
7	求職活動	求職活動をしていること(3カ月以内)	申立書
8	就学	就学中であること(職業訓練を含む)	在学証明書など

※育児休業期間中は、認可外保育施設を利用している場合のみ「保育を必要とする事由」に該当。